

株式会社トマト銀行定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当銀行は、株式会社トマト銀行と称する。

② 英文では、TOMATO BANK, LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引並びに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を岡山市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当銀行は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞および岡山市において発行する山陽新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、35,000 千株とし、普通株式および第 1 回 A 種優先株式、第 2 回 A 種優先株式、第 3 回 A 種優先株式、第 4 回 A 種優先株式（以下、併せて「A 種優先株式」といい、第 1 回ないし第 4 回 A 種優先株式のうちのいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各 A 種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は、それぞれ、35,000 千株、7,000 千株、7,000

千株、7,000 千株、7,000 千株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当銀行の単元株式数は、全ての種類の株式について 100 株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当銀行の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当銀行に請求することができる。

第 2 章の 2 優先株式

(A 種優先株式)

第 11 条 当銀行の発行する A 種優先株式の内容は次のとおりとする。

(A 種優先配当金)

1. 当銀行は、定款第 32 条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）または A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各 A 種優先株式 1 株につき、各 A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、各 A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、各 A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「A 種優先配当金」という。）の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して第 4 項に定める A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- ② 第 32 条の規定は、A 種優先配当金および A 種優先中間配当金についてこれを準用する。

(非累積条項)

2. ある事業年度において A 種優先株主または A 種優先登録株式

質権者に対してする剰余金の配当の額が A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3. A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口もしくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号口もしくは第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(A 種優先中間配当金)

4. 当銀行は、第 32 条②に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下「A 種優先中間配当金」という。）を支払う。

(残余財産の分配)

5. 当銀行は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を踏まえて A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6. A 種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(株式の分割または併合および株式無償割当て)

7. 株式の分割または併合を行うときは、普通株式および各 A 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。株式無償割当てを行うときは、普通株式および各 A 種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(取得および消却)

8. 当銀行は、各 A 種優先株式を取得し、これを消却することができる。

- ② 各 A 種優先株式における会社法第 459 条第 1 項第 1 号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

(金銭を対価とする取得条項)

9. 当銀行は、各 A 種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各 A 種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる各 A 種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を各 A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、各 A 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
- ② 当銀行は、各 A 種優先株式の取得と引換えに、各 A 種優先株式 1 株につき、各 A 種優先株式の払込金額相当額を踏まえて各 A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

10. 当銀行は、各 A 種優先株式の全てを、各 A 種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる各 A 種優先株式を取得するのと引換えに、各 A 種優先株主に対し、その有する各 A 種優先株式数に各 A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、各 A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各 A 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各 A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

第 3 章 株主総会

(基準日)

- 第 12 条** 当銀行は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

- 第 13 条** 当銀行の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

- 第 14 条** 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第 16 条 当銀行は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

第 3 章の 2 種類株主総会

(種類株主総会)

第 18 条 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- ③ 当銀行が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各 A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- ④ 第 14 条、第 16 条および前条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。また、第 12 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について、これを準用する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当銀行に取締役 14 名以内を置く。

(選任)

第 20 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 23 条 取締役会は、取締役社長が招集し、取締役会長が主宰する。取締役社長、取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(社外取締役との責任限定契約)

第 24 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条 1 項の損害賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 25 条 当銀行に監査役 4 名以内を置く。

(選任)

第 26 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 28 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第 29 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(社外監査役との責任限定契約)

第 30 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条 1 項の損害賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 31 条 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 32 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 33 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 34 条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。

附 則

第 1 条

平成元年 4 月 1 日前に締結した相互掛金契約に関する業務につ

いては、この定款の第2条の規定にかかわらず「金融機関の合併及び転換に関する法律」第24条第1項第6号で準用する同法第17条第1項の規定により継続するものとする。

改正実施日

平成12年6月29日

平成14年6月27日

平成15年6月27日

平成16年6月29日

平成17年6月29日

平成18年6月29日

平成19年6月28日

平成21年6月26日

平成25年6月27日

平成28年6月28日

2021年6月29日